

します。

続いて日程第 2、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局係長より内容の説明をいたさせます。

事務局係長 (1 件の許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)

議長 事務局担当者より農地法第 5 条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。

事務局 (農地法第 5 条について概要説明)

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いしたいと思います。

北島委員 (現地確認をした農地の現況について報告)

議長 議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに決めます。

続いて日程第 3、議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局係長より内容の説明をいたさせます。

事務局係長 (1 件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)

議長 事務局担当者より、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の流れなどについて概要説明をいたさせます。

事務局 (農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の要件等について説明)

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。借人担当委員で

あります本橋委員から、ご確認いただいた内容の報告をお願いいたします。

本橋委員 (借人の耕作状況等報告)
議長 ありがとうございます。本議案については、午前中に農地利用推進委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いします。

石川委員 本日農地利用推進委員会を開催し、意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。これより採決に入ります。

本議案のとおり、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請することに決めます。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局係長に一括報告いたさせます。

事務局係長 (専決事項 (農地法 4 条 2 件、5 条 3 1 件、納税猶予に関する適格者証明書 3 件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書 8 件)

報告事項 (農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について 0 件)

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。